

標準化を図ることが望まれる範囲と提供情報内容

標準化の範囲

標準化の対象範囲としては、情報提供を実施する地域内に路線を有する路線バス情報及び高速バス情報を中心としますが、これらとの乗り継ぎ利用が想定される鉄道情報についても、乗り継ぎに関する情報は対象範囲とすることが望まれています。

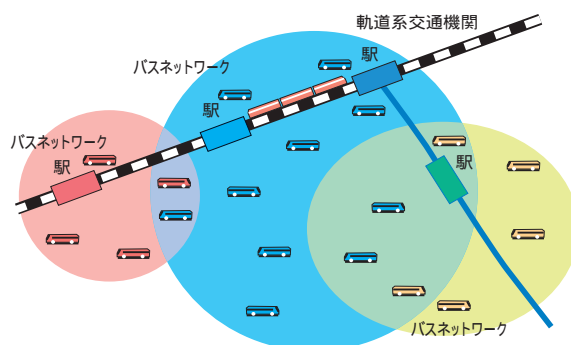
提供情報内容

提供が望まれる情報内容は、地域の交通環境によって異なることから、ここでは、次の3つの地域分類別に望ましい提供情報内容を表に整理しています。なお、国土交通省では具体的な標準データフォーマットとして『公共交通情報データ標準』を策定しています。

『公共交通情報データ標準』に関するインターネットホームページ(国土交通省ホームページ内)
<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/jouhouka/koukyou-koutuu-jouhou-hyoujyun/>

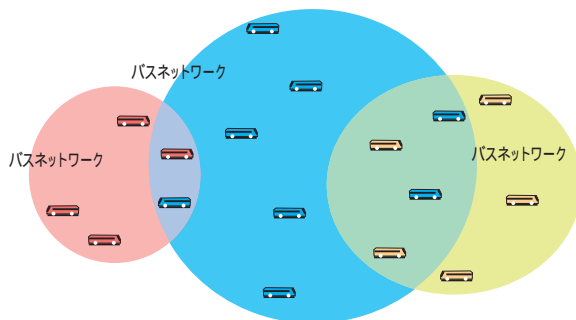
1 バス・鉄道による複合的なネットワーク

大都市及び地方中核都市のイメージであり、軌道系交通機関と路線バス、路線バス相互等の様々な乗り継ぎ形態が想定されます。



2 独立したバスネットワーク(軌道系なし)

軌道系交通機関が存在せず、路線バスのみにより公共交通ネットワークが形成されています。



3 軌道系ネットワークのフィーダー

軌道系交通機関が広域交通の主体であり、路線バスは軌道系交通機関のフィーダー路線として位置づけられています。

